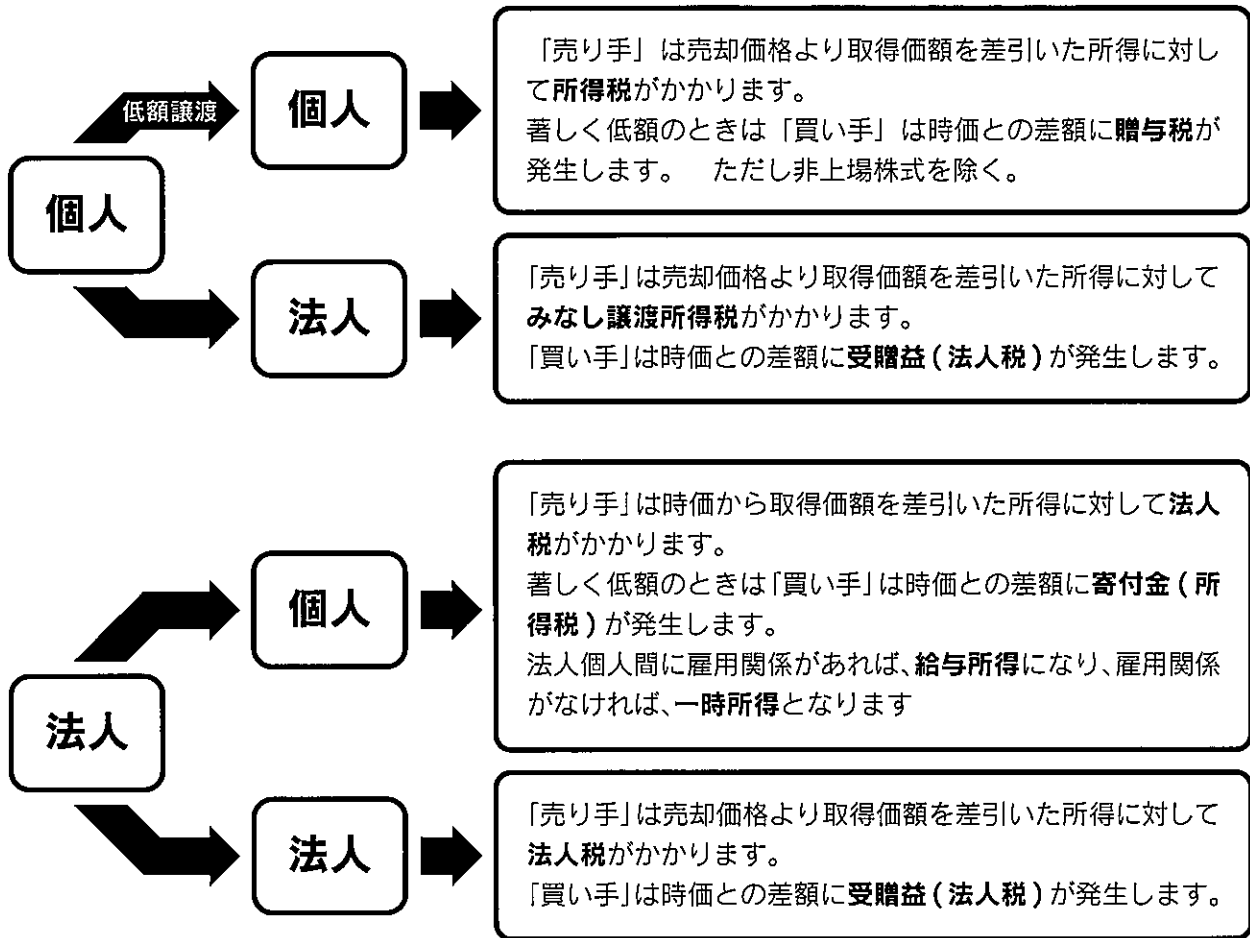


譲渡における法人と個人の関係!

売買契約に関して税法上問題となる低額譲渡を確認してみましょう。



※「著しく低額」とは、資産の種類により異なるが、社会通念上、通常の取引に比べて著しく低い額ということ。

1. 上場株式、社債等是对価が時価より低廉な場合
2. 不動産等は、対価がおおむねの時価の2分の1に満たない場合



まずは税に関心を持ちましょう

3月の花 ムスカリ
花言葉「通じ合う心」「寛大な愛」「明るい未来」